

第3回 静岡市災害義援金配分委員会 次第

令和5年4月20日(木)
9時30分から11時まで
静岡庁舎 新館12階 政策法務課相談室

- 1 開会
- 2 保健福祉長寿局理事挨拶
- 3 報告事項 …資料1 2 p
 - (1) 災害義援金の募集状況について
 - (2) 災害義援金の配分状況について
 - (3) 被災状況について
- 4 審議事項 …資料2 3～5 p

災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について

 - (1) 第3回の配分対象
 - (2) 最終配分の配分基準
 - (3) 第3回(最終)配分金額 …資料3 A3表
 - (4) 第3回配分時期
 - (5) 余剰が発生した場合の対応
- 5 閉会

【参考資料】

- 参考資料1 静岡市災害義援金配分委員会 委員名簿 …7 p
- 参考資料2 静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則 …8～9 p
- 参考資料3 令和4年台風第15号災害静岡県義援金 第3回配分額(最終配分)の送金について(令和5年3月28日付静岡県通知) …10～11 p

報告事項 1 災害義援金の募集状況について

静岡市災害義援金の最終総額は、61,952,579 円でした。一方、令和 4 年台風第 15 号災害静岡県義援金は 333,132,328 円であり、被災数の確定に伴う追加配分と重傷や中規模半壊以上といった重度の被害区分に限定した追加配分を合計した 8,017,328 円が第 3 回配分として市に配分されました。

報告事項 2 災害義援金の配分状況について

第 1 回及び第 2 回配分委員会の審議結果に沿って、以下のように被災者に配分を行っています。

1 件当たりの 配分額 (県市合計)	人的被害		物的被害							
	死者	重傷者	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水
第 1 回配分			111,000	82,000	68,000	55,000	27,000	10,000	10,000	0
第 2 回配分	242,000	121,000	131,000	99,000	83,000	66,000	33,000	14,000	14,000	0
合計	242,000	121,000	242,000	181,000	151,000	121,000	60,000	24,000	24,000	0

2 月 28 日の申請締め切りまでに受理した申請件数は 3,732 件でした。

申請件数	死者	重傷者	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	合計
葵区	0	5	0	4	35	348	151	49	20	612
駿河区	0	0	0	0	0	50	65	15	9	139
清水区	0	6	4	6	92	1,920	726	211	16	2,981
合計	0	11	4	10	127	2,318	942	275	45	3,732

受理した申請については、第 2 回配分まで完了しており、367,964,000 円を払い出し済です。

配分済金額	第 1 回配分	第 2 回配分	合計
葵区	26,615,000	32,823,000	59,438,000
駿河区	4,745,000	5,781,000	10,526,000
清水区	134,664,000	163,336,000	298,000,000
合計	166,024,000	201,940,000	367,964,000

報告事項 3 被災状況について

2 月 28 日の申請締め切り時点における被災数（申請勧奨送付数）は以下のとおりでした。上記申請件数と比較すると、申請率は 97.6% でした。未申請者には再送、電話連絡、訪問等の対応をしましたが、92 件が未申請でした。

	見舞金交付件数		罹災証明交付済件数							合計
	死者	重傷者	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	
申請勧奨数	0	12	4	10	128	2,369	958	295	48	3,824
うち申請件数	0	11	4	10	127	2,318	942	275	45	3,732
申請率		91.7%	100%	100%	99.2%	97.8%	98.3%	93.2%	93.8%	97.6%

審議事項 1 災害義援金の交付の対象、基準、時期及び方法について

県から市町への県義援金の最終配分総額及び市が募集した災害義援金を合わせた総額 395,084,907 円の災害義援金を 3,732 件の被災者に被災区分に応じて最終配分を行うための審議をお願いします。

1 第 3 回の配分対象

今回県から市に配分された災害義援金は、①重度の被災区分に限定した配分額 5,213,328 円、②被災数の確定に伴う追加額 2,804,000 円を合わせた 8,017,328 円でした。

定額の配分単価が示された配分対象は、重度の被害（死者、重傷者、全壊、大規模半壊、中規模半壊）のみに限定されましたが、被災数の確定に伴う分については、半壊以下も含む額となっています。（資料 3 最上段の表を参照）

このことから、②被災数確定分と未申請により浮いた県義援金を公平に配分するため、①重度の被災区分のみならず、半壊以下の申請者も配分対象とします。

既決の配分対象	 物的被害：罹災原因が令和 4 年台風第 15 号であり、被災家屋の所在地が静岡市内である住家に居住する世帯として罹災証明を交付された者  人的被害：令和 4 年台風第 15 号により死亡又は負傷した市民として静岡市災害見舞金の交付を受けた者
第 3 回の配分対象案	全ての申請者

2 最終配分の配分基準

既決の配分基準に変更はありません。ただし、被災者の中には、災害義援金配分申請後に被災区分の変更申請をし、被災区分の変更に伴い配分されるべき第 1～2 回の配分金額が変更になった方もいます。被災区分の変更があった場合には、被災者台帳を基に追加配分を行ってきました。最終配分に当たって基準とする被災区分は、申請締切期限である 2 月 28 日時点の被災区分とします。

既決の配分基準	 物的被害：交付された罹災証明の被害の程度  人的被害：交付された静岡市災害見舞金の人的被害の区分
基準日案	令和 5 年 2 月 28 日時点の被災区分とする。

3 第 3 回（最終）配分金額

物的被害に対する第 1 回及び第 2 回配分においては、迅速性の観点から一定の金額を配分しました。最終配分に当たっては、災害義援金総額を申請者に公平に配分するため、過去 2 回の配分同様、県義援金の配分比率に準じて県義援金と市義援金を合わせて配分します。

第 3 回配分金額決定のための配分シミュレーションは、資料 3 のとおりです。

第 1～2 回配分金額	県義援金と市義援金を合わせて配分  物的被害：県義援金分 県義援金の第 1～2 回の配分単価と同額 市義援金分 県義援金の第 1～2 回の配分単価(合計)と同程度の比率
-------------	---

第3回 配分金額案	県義援金と県義援金の第1～3回配分単価合計から算定される配分比率に準じて算出した市義援金を合わせて配分 県義援金分：①県義援金の第3回の配分単価と同額（重度に限定した定額配分） ②未申請分を第1～3回の定額配分単価合計と同程度の比率 ③全壊4件に限定して①～②の残金を均等割り 市義援金分：①県義援金の第1～3回の定額配分単価合計と同程度の比率で算出した額から第1～2回配分額を差し引いた額 ②全壊4件に限定して①～②の残金を均等割り
--------------	--

4 第3回配分時期

第3回配分委員会以降のスケジュールは、以下のとおりです。最終決定された配分金額を交付し終えましたら、配分結果を御報告いたします。

静岡県	静岡市
9/27 義援金受付開始	9/30 義援金受付開始
11/18 第2回県委員会	
11/22 第1回配分額の通知	
	11/28 第1回市委員会
11/29 第1回配分額を市町へ送金	
🏠被災者への案内通知	
🏠被災者へ第1回振込	
12/28 義援金の受付期間終了	12/28 義援金の受付期間終了
2/2 第3回県委員会	
2/6 第2回配分額の通知	
	2/20 第2回市委員会
👤人的被害を受けた被災者への案内通知	
🏠👤被災者へ第2回振込	
	2/28 配分申請締め切り
第4回県委員会（書面開催）	
3/28 第3回配分額の通知	
	4/20 第3回市委員会（最終配分金額審議）
🏠👤被災者へ第3回振込	
市町からの配分報告の取りまとめ	余剰が発生した場合のみ寄附
出納局による監査	
県委員会委員宛てに監査報告（書面）	5月 第4回市委員会（配分結果報告）

5 余剰が発生した場合の対応

受理した申請については、第2回配分まで完了しており、振り込みエラー等も解消しています。しかし、第3回振込において振込不能等により余剰金が発生する可能性があります。例えば、相続人がない申請者が死亡した場合等が当てはまります。

余剰金が発生した場合には、寄託者の思いを汲み、災害関連の寄付募集事業に寄附します。

余剰金対応案	【中央共同募金会】災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラサポ） 中央共同募金会では、こうした被災者支援を直接的に行うボランティアグループ
--------	--

	<p>やNPO団体の活動を支える資金支援の仕組みとして、赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」(ボラサポ)を設置し、寄付金の募集と支援活動に対する助成を行っています。ボラサポでは、災害時だけでなく平時の防災・減災活動についても寄付金を常時受け付けていますが、大規模な災害発生時には、災害を特定したボラサポによる助成事業も実施しています。災害発生時に限らず、常時寄付金を受け付けていることで、迅速に被災者支援活動を行う団体へ助成することができます。最も必要とされているタイミングに、最も必要とされている被災者支援活動にご寄付を役立てることが可能です。またボラサポは、地域の防災・減災力向上のための活用や、災害時に備えた準備のための基盤整備活動にも役立てられます。</p>
--	---

- ※ 運動期間終了 **【中央共同募金会、静岡県共同募金会、静岡市共同募金会】赤い羽根共同募金**
- ※ 用途指定なし **【日本赤十字社】赤十字活動資金寄付**
- ※ 国内は募集終了 **【日本赤十字社】国内災害義援金、海外救援金**
 - 2023年トルコ・シリア地震救援金 2023年5月31日まで受付
 - ウクライナ人道危機救援金 2024年3月31日まで受付
 - アフガニスタン人道危機救援金 2024年3月31日まで受付
 - バングラデシュ南部避難民救援金 2024年3月31日まで受付
 - 中東人道危機救援金 2024年3月31日まで受付
 - 地域を指定しない海外救援金 通年受付
- ※ 募集終了のため× **【中央共同募金会】令和4年8月3日からの大雨災害義援金**
- ※ 募集終了のため× **【静岡県共同募金会】課題解決プロジェクト募金**
- ※ 個人のみのため× **【静岡市】災害復興支援等に関する寄附金 しぞ〜かふるさと応援寄附金**
- ※ 市外本社企業のみのため× **【静岡市】企業版ふるさと納税**

県に報告した被災件数		●見舞金交付件数		☝罹災証明交付済件数							合計		
		死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外		一部損壊 床下浸水	
県に報告した被災件数 2/28時点	件数	0	12	4	10	125	2,355	959	300	46	1,657	5,468	件
第3回県配分 ①重度の被害区分に限定した配分額	金額	0	327,072	218,076	408,930	4,259,250	0	0	0	0	0	5,213,328	円
第3回県配分 ②被災数の確定に伴う追加額	金額	0	106,000	0	158,000	264,000	2,014,000	-53,000	168,000	147,000	0	2,804,000	円

県義援金(静岡市分) 受付総額
333,132,328
第3回県から市への配分額
8,017,328

市が把握した被災件数		●見舞金交付件数		☝罹災証明交付済件数							合計		
		死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外		一部損壊 床下浸水	
市が把握した被災件数 2/28時点	件数	0	12	4	10	128	2,369	958	295	48		3,824	件

市義援金 受付総額
61,952,579
(851 件)

申請件数		死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水	合計	
配分申請受付件数 2/28確定	件数	0	11	4	10	127	2,318	942	275	45		3,732	件
申請率	率		91.7%	100.0%	100.0%	99.2%	97.8%	98.3%	93.2%	93.8%		97.6%	

第1回配分金額 県と同程度の比率で定額配分		死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水
1件当たりの配分金額	金額	89,000		111,000	82,000	68,000	55,000	27,000	10,000	10,000	0
うち市義援金分	金額			22,000	16,000	13,000	11,000	5,000	2,000	2,000	0
うち県義援金分	金額	89,000		89,000	66,000	55,000	44,000	22,000	8,000	8,000	0

第1回分 配分額	
合計	166,024,000
市	32,747,000
県	133,277,000

第2回配分金額 県と同程度の比率で定額配分		死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水
1件当たりの配分金額	金額	153,000	121,000	131,000	99,000	83,000	66,000	33,000	14,000	14,000	0
うち市義援金分	金額	31,000	15,000	9,000	7,000	6,000	4,000	2,000	1,000	1,000	0
うち県義援金分	金額	122,000	106,000	122,000	92,000	77,000	62,000	31,000	13,000	13,000	0

第2回分 配分額	
合計	201,940,000
市	12,509,000
県	189,431,000

第3回配分金額(案) 県と同程度の比率で定額配分		死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水
1件当たりの配分金額	金額	78,611	39,528	78,611	58,599	49,063	6,694	3,846	1,297	1,297	0
うち市義援金分① 県最終単価比率に準じた配分	金額	19,183	10,172	19,183	14,571	12,371	5,023	3,011	966	966	0
うち市義援金分② 残金調整のための配分	金額	(583)		583							
うち県義援金分① 重度に限定した定額配分	金額	54,519	27,256	54,519	40,893	34,074	0	0	0	0	0
うち県義援金分② 未申請分を比率配分	金額	(4,185)	2,100	4,185	3,135	2,618	1,671	835	331	331	0
うち県義援金分③ 残金調整のための配分	金額	(141)		141							

第3回分 配分額	
合計	27,120,907
市	16,694,247
県	2,332
	5,254,220
	5,169,544
	564

第1回～第3回配分金額合計		死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水
1件当たりの配分金額	金額	320,611	160,528	320,611	239,599	200,063	127,694	63,846	25,297	25,297	0
うち市義援金の配分金額	金額	50,766	25,172	50,766	37,571	31,371	20,023	10,011	3,966	3,966	0
一部損壊床上浸水を1とした比率	率	12.800倍	6.347倍	12.800倍	9.473倍	7.910倍	5.049倍	2.524倍	1.000倍	1.000倍	0.000倍
うち県義援金の配分金額	金額	269,845	135,356	269,845	202,028	168,692	107,671	53,835	21,331	21,331	0
一部損壊床上浸水を1とした比率	率	12.650倍	6.346倍	12.650倍	9.471倍	7.908倍	5.048倍	2.524倍	1.000倍	1.000倍	0.000倍

義援金 配分額合計	
合計	395,084,907
市	61,952,579
残	0
県	333,132,328
残	0

静岡市災害義援金配分委員会 委員名簿

五十音順

	氏名	所属	職名
委員長	えばら かつゆき 江原 勝 幸	静岡県立大学短期大学部	准教授
委員	おばた たけひろ 小幡 剛弘	静岡市社会福祉協議会	常務理事
委員	かじたに こう 梶谷 浩	静岡市民生委員児童委員協議会	会長
委員	かやま ひでたけ 加山 秀剛	加山公認会計士事務所	所長
委員	たみや ふみお 田宮 文雄	静岡市自治会連合会	副会長

事務局

氏名	職名
いけだ ようへい 池田 陽 平	保健福祉長寿局理事兼次長兼健康福祉部長
にしじま ひろみち 西島 弘 道	参与兼福祉総務課長

静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、令和4年台風第15号の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭（以下「災害義援金」という。）に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市災害義援金配分委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について調査審議すること。
- (2) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被災者の支援に関し優れた識見を有する者
- (2) 会計監査に関し優れた識見を有する者
- (3) 被災者の支援に係る関係団体を代表する者
- (4) 町内会及び自治会を代表する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年9月30日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。

福長第612号
令和5年3月28日

各市町長 様
(災害義援金担当課扱い)

令和4年台風第15号災害静岡県義援金
募集・配分委員会会長
静岡県健康福祉部長 八木 敏裕

令和4年台風第15号災害静岡県義援金
第3回配分額(最終配分)の送金について

県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、このたびの台風災害では、被災地域及び被災者への支援等に御尽力いただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、標記義援金について、第4回義援金募集・配分委員会を開催(書面)し、別紙1のとおり配分額を決定しましたのでお知らせします。本決定に基づき下記のとおり貴市町に配分額を送金いたします。

なお、今回の送金が最終配分となるため送金以後調整は行えません。つきましては、当委員会の決定内容を踏まえ、貴市町にて適正な事務処理のもと被災された方々へ配分いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 貴市・町への配分額

別紙1「市町別配分額一覧」のとおり。

2 第3回配分額の送金日

令和5年3月28日(火)

※ 貴市町から報告いただいている指定口座に入金します。

3 振込名義

令和4年台風第15号災害静岡県義援金募集・配分委員会 会長 八木 敏裕
(ふりがな)

れいわよねんたいふうだいじゅうごごうさいがいしずおかけんぎえんきんぽしゅう・はいぶんいいんかい かいちょう やぎ としひろ

4 配分委員会への提出書類

(1) 提出様式1「義援金配分額入金確認書」: 第3回配分額の入金確認後

(2) 提出様式2「義援金の配分(報告)」: 被災者への配分完了後

(3) 提出方法・提出先

入金確認、配分完了した後は、速やかに配分委員会事務局まで郵送にて御提出願います。

事務局担当 静岡県福祉長寿政策課
企画総務班 岩瀬
住所 〒420-8601
静岡市葵区追手町9番6号
電話 054-221-2844

令和4年台風第15号災害静岡県義援金 市町別配分額一覧

別紙1

単位(円)

区分	人的被害(人)				住 宅 (世帯)				計	配分総額		既配分額		配分額		
	死者	重傷者	軽傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊		壊半壊に あたらない (一部被害)	床上浸水	配分 対象数	(A+B+C)	(B)	(C+D+E)	被災者の被災 に準う追加額 に限定した 配分額
配分単価 (円)	265,519 2回まで 3回 214,000 14,319	133,256 2回まで 3回	5,000 2回まで 3回	265,519 2回まで 3回	198,893 2回まで 3回	166,074 2回まで 3回	106,000 2回まで 3回	53,000 2回まで 3回	21,000 2回まで 3回	21,000 2回まで 3回	3,811	333,132,328	325,115,000	8,017,328	2,804,000	5,213,328
静岡市	対象数	12		4	10	125	2,355	959	46	300	3,811	7,381,806	7,212,000	169,806	▲ 21,000	190,806
浜松市	対象数	3	3	2			6	29	8	195	246	21,000	21,000			
富士宮市	対象数								1		1	21,000	21,000			
伊豆市	対象数						6	19	12	48	87	3,300,786	3,219,000	81,786		81,786
島田市	対象数				2						207	6,770,893	6,730,000	40,893		40,893
磐田市	対象数				1		14	33	17	142	207	6,770,893	6,730,000	40,893		40,893
焼津市	対象数							3		162	165	3,561,000	3,561,000			
掛川市	対象数	1		1	1	1	1	1		7	12	1,149,005	965,000	184,005		184,005
藤枝市	対象数					1	3	22	7	157	190	5,094,074	5,039,000	55,074	21,000	34,074
袋井市	対象数	1		1	1	1	2	42		62	109	4,437,112	4,294,000	143,112		143,112
御前崎市	対象数						1	1	25		27	684,000	684,000			
菊川市	対象数						3	6	1	3	6	158,000	158,000			
牧之原市	対象数						3	6	28	11	46	1,455,000	1,434,000	21,000	21,000	
川根本町	対象数	1	1	1	8		1				12	2,233,182	1,797,000	436,182		436,182
森町	対象数						1	2	2	16	21	590,000	590,000			
合計	対象数	3	15	4	9	22	2,393	1,117	149	1,103	4,943	369,989,186	360,840,000	9,149,186	2,825,000	6,324,186